

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和元年5月24日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県知事が所管する各部で補助金を出しているH30年度〇〇（以下「当該団体」という。）に関する関係書類」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和元年7月11日、実施機関は、本件請求に係る公文書については「知事部局では、平成30年度において、当該団体に対し補助金を支出していないため、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しない」ということを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和元年7月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

### 4 諮問

令和2年3月12日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

### 2 審査請求の理由

本来68課と私が請求した中であるのに、どこどこに聞いたと言う根拠書類の提示等もなく、拒否するのはおかしいので伺い書類等を出せ。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

本件請求の対象となる公文書について、「平成30年度における当該団体に対する補助金の支払状況が分かる文書」（以下「本件公文書」という。）と特定した。

知事部局においては、平成30年度に当該団体に対し補助金を支出した実績がない。したがって、本件公文書を作成し、又は取得していないため、条例第7条第2号に該当することから、条例第12条第3項の規定により、公文書公開請求拒否決定を行ったものである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年3月12日	諮問
令和6年10月25日 第2部会（第16回）	審議
令和6年11月28日 第2部会（第17回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件事案の審査対象について

審査請求人は、県知事が所管する各課で補助金を出しているH30年度当該団体に関する関係書類の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、本件公文書を保有していないと主張しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件公文書の保有の有無について

実施機関によると、平成30年度に当該団体に対しての支出実績を支出命令書又は支出負担行為決議書兼支出命令書(以下「支出命令書等」という。)で確認するとともに、知事部局の全ての所属に補助金の支出実績を照会したところ、支出実績はなかったため、本件公文書が不存在であるとのことである。

徳島県会計規則第26条において、支出命令権者は、支出命令をしようとするときは、支出命令書等により行わなければならないとされている。

以上を踏まえると、本件請求に係る公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榎本 久実	税理士	